

「こさい」に住んでわ~くわく!
「こさい」で働きWORKわく!!
「こさい」の魅力にわっくわく!!!

わ~くわく「こさい」で新生活! 奨学金返還支援制度

申請者の手引



湖西市



目次

1.わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度について P1～P2

- (1)はじめに
- (2)補助対象者の要件
- (3)対象となる奨学金
- (4)補助金の内容

2.対象者登録から補助金交付までの流れ P3

- 1** 対象者登録（初回のみ）
- 2** 交付申請（補助対象期間中は毎年3月1日～20日に提出）
- 3** 補助金の請求（交付決定兼確定通知書が届き次第）

資料

- ・よくある質問
- ・【参考1】わ〜くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度 手続きフロー図
- ・【参考2】奨学金返還支援制度 採用・補助対象者登録・補助対象期間について
- ・対象者登録申請書（様式第4号）
- ・補助金交付申請書（様式第8号）
- ・在職証明書（様式第9号）
- ・交付請求書（様式第11号）



1.わ～くわく「こさい」で新生活！奨学金返還支援制度について

(1) はじめに

湖西市では、市内への若者の定住促進と市内事業者の人材確保を図るため、市内に居住し就職をする方に対し、市と企業が協力して奨学金の返還を支援する補助金を交付します。

【奨学金返還支援補助金制度のイメージ】



(2) 補助対象者の要件

次に記載する全ての要件に該当している必要があります。

- ①湖西市内に居住していること（湖西市の住民基本台帳に登録されていること）
- ②大学等を卒業し、協力事業者に新たに正規雇用されていること
(協力事業者登録日以後)
- ③協力事業者に正規雇用された日において、34歳以下であること
- ④大学等を卒業する前に奨学金の貸与を受け、その返還金の滞納がないこと
- ⑤市内に所在する事業所に勤務していること

※市内に本店のある協力事業者に雇用された方で市外の事業所に勤務する場合及び市外に本店のある協力事業者に正規雇用された方で、市内の事業所に勤務している間に対象者登録を行った方が市外の事業所に転勤となった場合を含みます。

- ⑥奨学金の返還に対する他の助成を受けていないこと
- ⑦市税の滞納がないこと

※毎年2月末時点で要件を満たしていることを確認します。



(3) 対象となる奨学金

対象となる奨学金は、貸与型の奨学金で、次のいずれかに該当するものです。

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- ・ 地方公共団体、学校、公益法人が実施する奨学金
- ・ その他市長が認める奨学金

(4) 補助金の内容

○対象期間 奨学金返還開始月から3年間（36ヶ月間）

※補助対象者登録が返還開始日よりも後の場合は、補助申請年度の4月又は就職日の属する月のいずれかのうち遅い方から3年間

○補助額 1人あたり最大54万円（1万5千円/月×36ヶ月）

※中小企業に正規雇用された補助対象者は、最大18万円を加算します。
（5千円/月×36ヶ月）

【補助金の交付イメージ】

例：協力事業者に4月新卒採用、10月から奨学金返還開始の場合

	補助対象期間（月数）	補助額	
		加算金なし	加算金あり
1年目	10月～2月（5か月）	75,000円	100,000円
2年目	3月～2月（12か月）	180,000円	240,000円
3年目	3月～2月（12か月）	180,000円	240,000円
4年目	3月～9月（7か月）	105,000円	140,000円
合計		540,000円	720,000円

※対象者登録申請時の奨学金の返還残額を上限とします。

2.対象者登録から補助金交付までの流れ

1 対象者登録(初回のみ、就職した翌年度の6月末日まで登録可能)

次の提出書類を勤務先へ提出してください。提出された書類は、勤務先を經由して市へ申請されます。

提出書類	備考
対象者登録申請書 (様式第4号)	様式はウェブサイトからダウンロードできます
住民票の写し ※マイナンバー不要	市役所で交付しています。登録申請者のみ記載されたもので結構です。 市役所で交付されたものを提出してください。(コピー不可) ※マイナンバーが記載されている住民票では受付できませんのでご注意ください。
採用日、労働条件等を明示した雇用契約書等の写し	採用日と正規雇用として雇用されていることが分かる書類のコピーをご用意ください。
大学等の卒業証明書の写し	対象となる奨学金を利用時に在学していた大学等を卒業したことが分かる書類または書類のコピーをご用意ください (例：卒業証書の写し)
奨学金の返還残額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し	補助金額を算定するのに必要な返還残額や返還開始月、返還期間が記載されている書類または書類のコピーをご用意ください。 (例：貸与機関が発行する奨学金返還証明書、口座振替(リレー口座)加入通知書の写し)
市税の滞納等がない証明書	・様式はウェブサイトからダウンロードできます。 ・市役所で交付されたものを提出してください。(コピー不可) ※申請書提出の前1か月以内に取得したものを提出してください。
アンケート	ウェブサイトからダウンロードできます。 全ての項目を記入のうえ、提出してください。

2 交付申請(補助対象期間中は毎年3月1日～20日に提出)

毎年2月頃に交付申請のご案内をさせていただきますので、補助金の交付申請に必要な書類の準備をお願いします。

次の提出書類が準備できたら、申請期間内(3月1日～3月20日)に直接市へ持参し、申請してください。

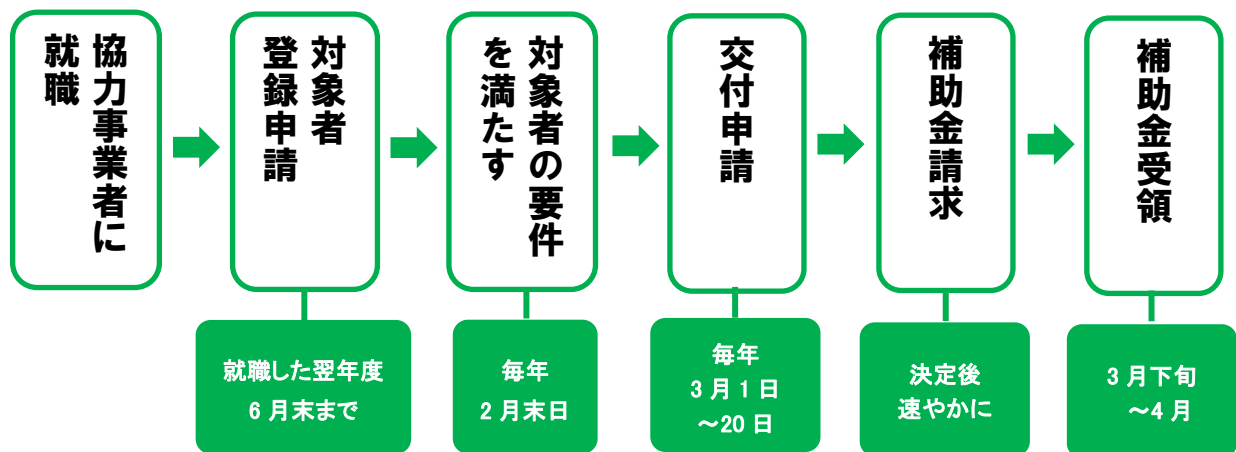
提出書類	備考
補助金交付申請書 (様式第8号)	様式はウェブサイトからダウンロードできます
住民票の写し ※マイナンバー不要	市役所で交付しています。登録申請者のみ記載されたもので結構です。 市役所で交付されたものを提出してください。(コピー不可) ※マイナンバーが記載されている住民票では受付できませんのでご注意ください。

奨学金の返還が確認できる書類	返還金の滞納がないことを確認できる書類をご用意ください。 ※返還金引き落とし口座の通帳の写しを提出する場合は、通帳の表紙及び交付申請の対象期間中の返還金の引き落としが確認できるページをコピーしてください（不要部分は黒塗りしてください）。 ※貸与機関が発行する奨学金返還証明を提出する場合は、2月末日以降に発行されたものをご用意ください。証明書の発行に時間がかかる場合があるためご注意ください。
在職証明書（様式第9号）	勤務先で証明を受けてください。
市税の滞納等がない証明書	・様式はウェブサイトからダウンロードできます。 ・市役所で交付されたものを提出してください。（コピー不可） ※2月末日以降に取得したものを提出してください。
アンケート	ウェブサイトからダウンロードできます。 全ての項目を記入のうえ、提出してください。

※提出書類は全て2月末日以降のものをご準備ください
証明に時間のかかるものは、早めに依頼をしましょう。

3 補助金の請求(交付決定兼確定通知書が届き次第)

交付申請の内容を審査後、交付決定兼確定通知書(様式第10号)により、市から交付申請者へ通知をします。通知が届いたら、同封される交付請求書(様式第11号)に必要事項を記入し、振込先口座が確認できるもの(通帳のコピー等)を添付して、速やかに市へ直接または郵送で提出してください。振込先の口座は、交付申請者名義のものに限ります。



提出・お問合せ先

湖西市役所企画部企画政策課定住促進係
住 所：〒431-0492 湖西市吉美 3268 番地
電 話：053-576-4910
E-mail：teiju@city.kosai.lg.jp

よくある質問 (vol.1.1)

	質問	回答
補助対象者に関する こと	湖西市外出身者でも対象になりますか？	対象者登録時に湖西市に住所（住民票）があれば、対象になります。
	勤務地は湖西市内ですが、市外に住んでいる場合は対象になりますか？	住所（住民票）が湖西市外にある場合は、対象となりません。
	「大学等」とはどこまで対象に含まれますか？	大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（修業年限2年以上の専門課程に限る）が対象になります。
	中途採用でも対象になりますか？	協力事業者にて正規雇用された日において34歳以下であれば対象になります。
	正規雇用でない場合は対象になりますか？	対象になりません。 協力事業者にて正規雇用された方が対象になります。
	湖西市内に本社のある協力事業者に就職し、配属先が市外の事業所になった場合は対象になりますか？	配属先が市外事業所でも、市内に住所（住民票）があれば対象になります。市内事業所に配属された後、市外事業所に転勤になった場合も同様です。
	湖西市外に本社のある協力事業者に就職し、配属先が市外の事業所になった場合は対象になりますか？	市内事業所に勤務している間に対象者登録をした方が、補助対象期間中に市外事業所に転勤となった場合は、引き続き市内に住所（住民票）があれば対象となります。就職当初から配属先が市外事業所の場合は対象になりません。
	退職した場合は？	毎年2月末日時点において補助対象者の要件を満たす対象登録者が補助金の交付申請を行うことができます。 2月末日時点で退職をしている場合は、その年度分の補助金の申請ができません。
	要件を満たす場合、以前から勤めている社員も対象になりますか？	企業が協力事業者として市に登録した日以後に、正規社員として就職した方が対象になります。
	協力事業者はどこで確認することができますか？	市ウェブサイトで確認できます。
海外の奨学金は対象になりますか？	対象外です。	
補助金の交付に関する こと	月々の奨学金の返還額が補助金算定の月額（15,000円または20,000円）よりも少ない場合、交付される補助金額はいくらになりますか？	月々の返還額が補助月額より少ない場合でも、返還総額が補助総額よりも多ければ、上限月額（15,000円または20,000円）で算定し、交付します。 返還総額が補助総額よりも少ない場合は、交付する補助金の額は返還総額を上限とします。
	補助対象期間内に返還金を繰り上げ返済した場合、補助金はどうなりますか？	対象者登録時の返還残額を基に補助金額を算定しますので、補助対象期間終了前に繰り上げ返済した場合においても、補助金額の減額や対象期間の短縮はありません。
	補助金はいつもらえますか？	補助対象期間中、毎年2月末日時点での補助対象者の資格を確認し請求書が提出された後、交付します。

